

(平成23年11月30日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認石川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和60年2月28日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を60年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月28日から61年1月1日まで

私は昭和60年1月1日から同年12月31日までA事業所B施設に勤務したが、申立期間の厚生年金保険加入記録が欠落していることに納得がいかない。調査の上、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C事業所及びA事業所B施設（申立期間の適用事業所は、A事業所）から提出のあった人事記録並びに、雇用保険の記録から、申立人は昭和60年1月1日から同年12月31日までC事業所からB施設に派遣医師（臨時職員）として勤務していたことが確認できるところ、オンライン記録では、申立人のA事業所における厚生年金保険の資格取得日は同年1月1日、資格喪失日は同年2月28日とされており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A事業所B施設が保有する預り金整理簿によれば、申立期間に申立人に係る厚生年金保険料の控除が3か月分行われていることが確認できるところ、昭和60年5月7日に支払われた給与において1か月分の厚生年金保険料が返金されていることから、事業主が申立人の給与から同年2月までの厚生年金保険料を控除していたと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年2月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和60年2月の標準報酬月額については、預り金整理簿の記録

から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和60年3月1日から61年1月1日までについては、A事業所B施設が保有する預り金整理簿によれば、申立人の給与から厚生年金保険料の控除されていた事実が確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年1月1日から25年3月1日まで  
② 昭和25年4月18日から27年4月20日まで  
③ 昭和28年9月1日から30年6月27日まで

A事業所及びB社C工場で働いた期間について、脱退手当金が支給された記録になっているが、脱退手当金を受給した記憶も無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から1か月以内の昭和30年7月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然な点は見当たらない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さやうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。